

通達甲（交. 捜. 指）第 24 号  
昭和 60 年 12 月 10 日  
存 続 期 間

各所属部長

交通部長

外国人交通事故及び違反処理要綱の全部改正について

〔沿革〕平成元年 3 月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第 4 号  
12 年 12 月 同（交. 捜. 指）第 14 号  
13 年 10 月 同（副監. 交. 執. 執 1）第 27 号  
16 年 12 月 同（交. 執. 取 1）第 13 号  
17 年 9 月 同（副監. 総. 企. 組）第 21 号  
18 年 5 月 同第 12 号  
19 年 5 月 同（副監. 総. 留. 管）第 11 号  
20 年 3 月 同（交. 総. 法）第 5 号  
21 年 3 月 同（副監. 総. 企. 組）第 5 号、4 月同（交. 総. 法）第 5 号  
24 年 7 月 同第 14 号  
26 年 4 月 同（副監. 総. 留 1. 指）第 11 号、5 月同（副監. 交. 総. 法）  
第 23 号改正

このたび、外国人交通事故及び違反処理要綱（昭和 36 年 8 月 20 日通達甲（交. 1. 処）第 133 号。以下「旧要綱」という。）の全部を別添のとおり改正し、昭和 61 年 1 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、外国人交通事故及び違反処理要綱の制定について（昭和 36 年 8 月 20 日通達甲（交. 1. 処）第 133 号）は、廃止する。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

外国人の交通事故及び交通法令違反については、従来、旧要綱に基づき、その取扱いの適正を期してきたところであるが、その後における道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部改正、警視庁外交特権等享有者取扱規程（昭和 59 年 6 月 30 日訓令甲第 5 号。以下「外交特権訓令」という。）の制定等により、実情に沿わなくなつたので、このたび、旧要綱の全部を改正し、外国人の交通事故及び交通法令違反の取扱いの適正を期することとしたものである。

### 第 2 改正の要点

- 1 外交特権等享有者の身分及び特権の範囲は、警視庁外交特権等享有者取扱規程の運用について（昭和 59 年 6 月 30 日通達甲（副監. 公. 外 1. 2）第 1 号。以下「外交特権通達」という。）の定めるところによることとした。
- 2 この要綱での外交特権等享有者は、外交特権訓令に定める外交特権を享有する者のうち、刑事裁判権から免除される者をいうこととした。
- 3 外交特権等享有者及び合衆国軍隊の軍人、軍属又はこれらの家族（以下「合衆国軍隊の軍人等」という。）に対する交通反則通告制度の適用範囲を明らかにした。
- 4 米国駐留軍隊の呼称を合衆国軍隊に改め、これら合衆国軍隊の軍人等に係る交通事件の送致（付）対象事件の範囲を明らかにするなど、送致（付）手続について規定の整備を図った。
- 5 一般外国人に対する取扱いのうち、交通事件の送致（付）についての規定を新設した。

### 第 3 運用上の留意事項

#### 1 用語の意義（第 3 条関係）

外国の国籍と日本の国籍とを同時に有する者については、日本人としての取扱いをすること。

#### 2 身分の確認（第 5 条関係）

(1) 外交特権等享有者及びその個人的使用人については、それぞれ外務省から身分証明票（書）が受給されているから、これによつて身分を確認すること。

(2) 合衆国軍隊の軍人等は、憲兵司令官の受給する身分証明書を携帯することとされているから、これによつて身分を確認すること。ただし、12 歳以下の家族については身分証明書が受給されていないので注意すること。

(3) 一般外国人の身分を証明するものとしては、在留カード、特別永住者証明書、旅券又は旅券に代わる証明書（以下「旅券等」という。）、自動車運転免許証等があるので、これによつて身分を確認すること。

(4) 外務省の交付する外交官等用自動車標識標には、大使館の長のものとして「□」、大使館又はその構成員のものとして「外」、領事機関関係のものとして「領」、外国代表部又は国際機関関係のものとして「代」がある。

なお、外交特権等享有者の一部には、私用車として地方運輸局陸運支局長の交付する自動車登録番号標を使用しているものもあるので、身分の確認に当たっては、これに注意すること。

#### 3 事故事件取扱いの方針（第 6 条関係）

外交特権等享有者が我が国で犯罪を犯した場合であつても、これを訴追し、処罰することはできない。しかし、犯罪がある以上、警察としては事案の真相を明らかにするため、刑事訴訟法に基づいて捜査を行い、事件を検察官に送致（付）しなければならない。

したがつて、必要があればこれらの者を被疑者として取り調べることができる。この場合であつても、外交特権等享有者には身体、住居、財産、文書等の不可侵権があるので、必ず任意捜査によつて行わなければならない。

#### 4 取調べ上の注意事項（第7条及び第8条関係）

- (1) 外交特権等享有者に対しては、常に相応の敬意をもつて接遇し、いやしくも外交特権等享有者としての尊厳を害することのないようにすること。
- (2) 言葉が通じない場合は、通訳を介して意思の疎通を図る等の確な処理に努め、また、現場に通訳がない場合は、適宜な措置を講じ、後刻これを処理することとし、無用の紛争を招かないように注意すること。
- (3) 外国人の年齢は、西暦で記載すること。
- (4) 一般外国人の日本における住所又は居所については、在留カード又は特別永住者証明書の住居地と照合して記載し、その際、住居地に変更があつた場合は、変更の届出がなされているかどうかを確認すること。  
なお、密入国者、在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けていない者、在留カード又は特別永住者証明書の記載事項の変更の届出をしていない者、旅券又は在留カードを携帯していない者、在留カード、特別永住者証明書又は旅券等の提示を拒む者等に対しては、主務係と連絡の上措置すること。
- (5) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により、自動車及び原動機付自転車を運行の用に供する場合は、自動車損害賠償責任保険の契約を締結し、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが義務付けられているので、これにより契約保険会社名等を明らかにしておくこと。

#### 5 事故事件の取扱い（第9条関係）

- (1) 外交特権等享有者を当事者とする事故事件の取扱いに当たっては、外交特権通達に示されている当該特権等享有者の特権の範囲を確認し、その特権に応じた取扱いをすること。
- (2) 外交特権等享有者といえども我が国の法令を尊重する義務があるので、本人の同意を得て必要な事故捜査（調査）を行うこと。
- (3) 外交特権等享有者自身が運転中に交通事故を起こした場合であつても、道路交通法第72条（交通事故の場合の措置）に規定する負傷者の救護、道路における危険の防止等必要な措置を講ずる義務を免除されることはないので、事案の内容に応じて協力を要請することができる。

#### 6 違反事件の取扱い（第10条関係）

- (1) 交通反則通告制度は、刑事処分とは異なる行政措置であるから、外交特権等享有者に対しても適用できるが、告知については、外交特権等を有する者の特殊性を考慮し、次の事項に留意して処理すること。
  - ア 出頭の告知は行わないこと。（交通反則告知書の「(8)出頭」欄は記入しないこと。）
  - イ 交通反則告知書裏面「交通反則通告制度に関する説明」の1の(4)を抹消して交付すること。
  - ウ 交通事件原票の「供述書（甲）」欄への署名押（指）印は求めないこと。  
なお、特記事項欄に「外交特権等享有者（〇〇国駐日大使）」等と記載するとともに、身分を確認した身分証明票（書）の種類及び番号を記載しておくこと。
  - エ 別記様式第3の「英文併記のメモ用紙」に自署させた必要事項を交通反則告

知書に記載すること。この場合、「階級」を「職業又は官職」に、「社会保障番号」を「国籍」に、「所属部隊」を「住所」に書き換えて活用すること。

- (2) 非反則事件については、これを看過することなく、再び同種の違反を犯さないよう積極的に警告指導を行うこと。この場合、酒酔い運転等無謀な違反行為については、その現場において制止し、正常な運転ができる状態になるまで当該車両を運転してはならない旨を指示する等、道路における交通の危険を防止するための措置を行うとともに、当該外交特権等享有者の外交使節団、領事館等の関係者に連絡して外交特権等享有者及び違反車両を引き取らせること。
- (3) 道路交通法第 51 条（違法駐車に対する措置）に定める移動等の措置をとった場合は、速やかに当該外国公館へ「車両を移動した旨及び車両の引取りを依頼する旨」の電話連絡をすること。
- (4) 前(3)の場合、運転者が外交特権等を享有しない者であることが判明したときは、違反の告知は一般の例によること。

#### 7 事故事件の捜査等（第 12 条関係）

- (1) 合衆国当局が、合衆国軍隊の軍人等に発給した在日米軍個人車両操縦許可書、米軍公用車両運転者証明書又は合衆国各州政府発給の運転免許証（以下「米軍免許証」という。）を所持する者は、その免許の許可条件の範囲内で日本国内でも運転することができる。
- (2) 交通事故の取扱現場においては、前記 2 の(2)の方法により合衆国軍隊の軍人等の身分を確認するほか、有効な米軍免許証を有しているか否かを確認すること。

#### 8 違反事件の取扱い（第 13 条関係）

- (1) 合衆国軍隊の軍人等の反則行為は、公務中であるか否かを問わず反則告知をすることができる。

##### (2) 告知要領

ア 人定事項の確認は、正確を期するため、別記様式第 3 の英文併記のメモ用紙に自署させた上、身分証明書と照合すること。

イ 交通反則告知書は、前アにより確認した人定事項により作成することとし、「氏名」、「階級」及び「所属部隊名」は英語、他は日本語で記載すること。この場合、「階級」は職業欄に、「所属部隊名」は住所欄に記載すること。

##### ウ 出頭の告知

東京都以外の道府県居住者については、出頭の告知は行わないこと。

都内居住者に告知する際の出頭場所は、反則者の住所又は所属する基地の所在地を管轄する交通反則通告センターとすること。

##### エ 供述書の作成

交通事故原票（2 枚目）の「道路交通法違反現認・認知報告書」の「供述書（甲）」欄は、日本語が理解できる者についてのみ作成（署名）を求めること。

日本語が十分に理解できないなど供述書に署名を求めることが不相当と認めるときは、「特記事項」欄に「米軍人日本語の理解不能」等と記載すること。

##### オ 受領拒否事件

交通反則告知書の受領を拒否する者は、第 20 条（送致（付）手続）により事

件を検察官に送致（付）すること。この場合は、捜査報告書等により受領拒否の状況を明らかにしておくこと。

#### 9 犯罪の通報（第 14 条関係）

犯罪通報の取扱いについては、次の事項に留意すること。

- (1) 通報者は、所属長とすること。
- (2) 犯罪通報の「犯罪区分」欄の軽微犯、重要犯の区分は、次によること。

##### ア 軽微犯

- (ア) 道路交通法第 117 条の 2 第 1 号（酒酔い運転）違反事件
- (イ) 法定刑が 6 か月以下の懲役又は禁錮に当たる交通事件

##### イ 重要犯

前ア以外の交通事件

#### 10 逮捕の通告等（第 16 条関係）

- (1) 身柄を拘束し、憲兵司令官に電話で通告した場合であつても、第 13 条（違反事件の取扱い）の定めるところにより交通違反通告書を作成し、犯罪通報を行わなければならないので注意すること。
- (2) 第 2 項により本部（総務部留置管理第一課）への留置嘱託は、留置に伴う給食等の準備があるので、留置決定後速やかに次の事項を同課に事前連絡すること。

##### ア 逮捕日時及び取扱所属

##### イ 逮捕罪名及び犯罪事実の概要

##### ウ 被疑者の国籍、氏名、年齢及び性別

##### エ 被疑者の健康状態

##### オ その他看守上注意を要する事項

#### 11 身柄の引渡し（第 17 条関係）

「第 1 項の刑事訴訟法の規定にかかわらず」とは、刑事訴訟法第 203 条（司法警察員の逮捕手続、検察官送致の時間の制限）、第 204 条（検察官の逮捕手続、勾留請求の時間の制限）及び第 205 条（司法警察員から送致された被疑者に対する検察官の手続、勾留請求の時間の制限）に規定された時間の制限及び司法警察員から検察官に対する身柄送致を除外することを意味するものであつて、犯罪事実の告知、弁解の録取、弁護人の選任権の告知及び留置の要否の判断についてまで除外する趣旨ではないので、逮捕手続書、弁解録取書等の手続書類は作成しておくこと。

#### 12 送致（付）手続（第 20 条関係）

- (1) 交通事件を送致（付）する場合は、送致（付）書の右上部欄外にと朱書するほか、と表示した付せんを付けること。
- (2) 事件送致（付）の期限は、簡易送致の場合は憲兵司令官に犯罪通報を送付し、又は合衆国軍隊側からこれを受けた日の翌日までに、通常送致の場合は犯罪通報を送付し、又は合衆国軍隊側からこれを受けた日から 10 日以内とされている。

これは、検察官が合衆国軍隊当局に対し、簡易送致事件は犯罪通報の受理の翌日から起算して 10 日以内に、通常送致事件は 20 日以内に起訴、不起訴の通告をしなければならないこととされていることに基づくものである。

したがつて、期限内に送致（付）できない事情のある場合には、あらかじめ検

察官に連絡すること。

(3) 簡易送致書の記載要領は、次によること。

ア 「続柄」欄は、家族の場合にのみ記載すること。

イ 「犯罪事実」及び「身柄、その他の処置」の各欄は、特に記載すべき事項がない場合は、「別紙逮捕被疑者引継書記載のとおり」と記載する等、添付した「逮捕被疑者引継書」又は「犯罪通報（写）」を引用してもよい。

ウ 「発覚の端緒」、「犯罪の動機」及び「情状」の各欄は、例えば、「被疑者の届出」、「泥酔」、「〇〇巡査の現認」、「犯行を否認している」等簡潔明瞭に記載すること。

エ 「意見」欄には、「起訴相当と思料する」、「不起訴相当と思料する」等簡単に記載すること。

(4) 簡易送致を相当とする事犯であつても、供述書、供述調書、酒酔い・酒気帯び鑑識カード等を作成したときは、事件送致書類に添付すること。

13 特殊任務者の取扱い（第 21 条関係）

特殊任務者は、日英両国語による特別の身分証明書を所持しているもので、これによつて身分を確認すること。

14 交通事故の送致（付）等（第 26 条関係）

一般外国人の少年については、一般の手續に準ずること。

別添

外国人交通事故及び違反処理要綱

## 第 1 章 通則

（目的）

第 1 条 この要綱は、外国人の交通事故事件（以下「事故事件」という。）並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び交通関係法令違反事件（以下「違反事件」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、その処理の適正を期することを目的とする。

（準拠）

第 2 条 事故事件及び違反事件（以下「交通事件」という。）の処理については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和 27 年法律第 138 号。以下「刑事特別法」という。）、警視庁外交特権等享有者取扱規程（昭和 59 年 6 月 30 日訓令甲第 5 号）、警視庁外交特権等享有者取扱規程の運用について（昭和 59 年 6 月 30 日通達甲（副監．公．外 1. 2）第 1 号）、警視庁交通事故取扱規程（昭和 37 年 7 月 18 日訓令甲第 17 号）、警視庁交通違反取締規程（平成 13 年 10 月 1 日訓令甲第 41 号）、警視庁交通反則事件事務処理規

程（昭和43年6月20日訓令甲第22号）及び違法駐車車両移動措置要綱（平成16年12月21日通達甲（交・執・取1）第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 外交特権等享有者とは、警視庁外交特権等享有者取扱規程に規定された外交特権等享有者のうち、刑事裁判権に服さない権利を有する者をいう。
- (2) 合衆国軍隊の軍人等とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴い日本国に駐留する合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）の構成員（以下「軍人」という。）及び軍属並びにこれらの家族（配偶者及び21歳未満の子並びに父母及び21歳以上の子でその生計費の半額以上を軍人又は軍属に依存するもの）をいう。
- (3) 一般外国人とは、前2号以外の外国人をいう。

（処遇上の心構え）

第4条 交通事件を処理する場合においては、次の事項に留意し、処遇の適正を期さなければならない。

- (1) 人情、風俗、習慣等の相違を念頭におくこと。
- (2) 言葉が通じない場合は、通訳を介して意思の疎通を図る等の確かな処理に努めること。

（身分の確認）

第5条 交通事件を処理する際は、その外国人が所持する身分証明票（書）、在留カード、特別永住者証明書、上陸許可書、旅券等又は自動車運転免許証によつて身分を確認するものとする。

（事故事件取扱いの方針）

第6条 事故事件により人の死傷又は物の損壊があつた場合は、当事者の人種、国籍、身分にとらわれることなく、被害者の救護その他応急の措置をとり、衝突地点、関係事物の位置、負傷・損害の程度その他必要な捜査を行い、当該事故事件の原因を明らかにするための証拠を収集するとともに、速やかに正常な交通の回復に努めなければならない。

（取調べ等）

第7条 日本語の通じない事故事件関係者を取り調べるに当たっては、通訳を介して供述調書を作成することとし、この場合は、通訳を介して本人に読み聞かせ、本人及び通訳に署名又は署名押（指）印をさせるものとする。

- 2 前項の供述調書には、その通訳の職業、住所及び氏名を記載するものとする。

(取調べ上の注意事項)

第 8 条 外国人を取り調べるに当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 国籍及び本国における住所
- (2) 我が国における住所又は居所
- (3) 職業、氏名、年齢及び経歴（合衆国軍隊の軍人及び軍属にあつては氏名、年齢、所属部隊、階級及び社会保障番号、その家族にあつては配偶者又は世帯主の氏名、年齢、所属部隊及び階級）
- (4) 自動車運転免許証の種別、発行機関、発行年月日及び有効期限
- (5) 我が国に入国した時期及び目的並びに在留期間及び在留資格
- (6) 本国を出発した時期
- (7) 我が国における交通事件の前歴
- (8) 事故事件の場合は、契約した保険会社名、保険の種類、保険の金額等

2 事件送致（付）書類の記載は、外国人の国籍、身分、職業、氏名、自動車等の名称、その他特有の用語及び呼称については片仮名によることとし、可能な限り原語を付記するものとする。

## 第 2 章 外交特権等享有者の取扱い

(事故事件の取扱い)

第 9 条 外交特権等享有者が当事者となつた事故事件の取扱いについては、次によるものとする。この場合、逮捕等の強制捜査を行うことはできない。

- (1) 外交特権等享有者であることを確認したときは、当該外交特権等享有者に協力を要請して、できるだけその立会いを得て実況見分等必要な捜査を行うこと。
- (2) 前号の場合において、本人の同意が得られれば供述書を作成することができる。この場合、供述書に「外交特権（等）享有者であるが日本警察の捜査に協力する旨」の記載をしておくように努めること。
- (3) 前 2 号の協力要請に応じない場合には、現場所見により事故事件の状況並びに外交官等用自動車標識標、車種、車名、型式、年式及び当該外交特権等享有者の人相、着衣等を明らかにし、目撃者、参考人等の供述を得て、事案の内容を明らかにしておくこと。
- (4) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）違反事件等として捜査した事故事件については、刑事訴訟法の規定に従つて事件を検察官に送致（付）すること。
- (5) 事故事件の相手方が日本人又は一般外国人である場合の取扱いについては、一般の手続によること。

(違反事件の取扱い)

第 10 条 外交特権等享有者の違反事件については、次により取り扱うものとする。

- (1) 反則事件については、交通反則通告制度による反則告知をすることができる。



- (2) 非反則事件については、交通上の危険を防止するために、違反内容を明示して警告指導等の必要な措置をとること。
- (3) 外交使節団用自動車（車両番号の頭文字が、外、領、代）等が、道路交通法第 51 条の 4（放置違反金）第 1 項に規定する放置車両と認められる場合は、同項に規定する放置車両確認標章を取り付けることができる。
- (4) 前号の場合において、当該違反車両が特に他の交通に対して危険となり、又は妨害となると認められるときは、道路交通法第 51 条（違反駐車に対する措置）の規定に基づき、移動等の措置をとることができる。

（捜査（調査）報告書の作成）

第 11 条 外交特権等享有者に係る次に掲げる交通事件を取り扱った警察官は、必要事項を調査の上、別記様式第 2 の捜査（調査）報告書を 2 部作成し、所属長に報告するものとする。

- (1) 反則事件
- (2) 非反則事件
- (3) 事故事件

2 所属長は、前項の報告があつたときは、速やかに「捜査（調査）報告書」の 1 部を交通部長（前項第 1 号又は第 2 号の報告に係るものにあつては交通執行課執行第二係、前項第 3 号の報告に係るものにあつては交通捜査課交通捜査指導係経由。以下同じ。）に送付するとともに、他の 1 部を控えとして保存するものとする。

### 第 3 章 合衆国軍隊の軍人等の取扱い

（事故事件の捜査等）

第 12 条 合衆国軍隊の軍人等の事故事件が発生した場合は、直ちに憲兵司令官に通報して憲兵の臨場を求め、捜査を行わなければならない。ただし、合衆国の軍人を被疑者とする事故事件で、日本側に被害の及ばないものについては、送致（付）しないことができる。

2 合衆国軍隊の軍人等の事故事件については、前項ただし書の場合を除き、事件を東京地方検察庁（第八方面及び第九方面区内にあつては東京地方検察庁立川支部）の検察官（以下「検察官」という。）に送致（付）するものとする。

3 取扱警察官は、憲兵の臨場があつたときは、その憲兵の所属部隊、階級、氏名等を聴取し、第 14 条（犯罪の通報）に定める犯罪通報の下部欄外に記録しておくものとする。

（違反事件の取扱い）

第 13 条 合衆国軍隊の軍人等による反則事件の処理については、交通反則通告制度によるほか、次によるものとする。

- (1) 取扱警察官は、第 5 条（身分の確認）の規定により身分確認を行い、別記様式

第3の英文併記のメモ用紙を作成させた後、反則切符の交通事故原票に添付すること。

- (2) 告知に際しては、別記様式第4の英文告知説明書を交付すること。
  - (3) 反則告知した警察官は、別記様式第5の交通反則事件通知書を3部作成し、反則切符と共に所属長に提出すること。
  - (4) 所属長は、前号により交通反則事件通知書の提出があつた場合は、その1部を速やかに憲兵司令官に送付するとともに、1部は反則切符に添付して交通執行課に送付し、他の1部は控えとして保存すること。
  - (5) 交付通告又は送付通告を行う際には、交通反則通告書及び納付書と共に、別記様式第6の英文通告説明書を交付又は送付すること。
  - (6) 通告官は、反則金の仮納付又は納付があつたときは、別記様式第7の交通反則事件に対する（仮納付）納付済通告書により、速やかに憲兵司令官に通告すること。
- 2 合衆国軍隊の軍人等による非反則事件については、第20条（送致（付）手続）の規定により処理するほか、次によるものとする。
- (1) 非反則事件を取り扱つた警察官は、必要事項を聴取して別記様式第8の交通違反通告書（以下「通告書」という。）を3部作成し、1部を違反者に交付するとともに、2部を所属長に提出すること。
  - (2) 所属長は、前号により通告書の提出があつた場合は、その1部を事件送致（付）書類に添付して検察官に送致（付）し、他の1部は控えとして保存すること。

#### （犯罪の通報）

- 第14条 合衆国軍隊の軍人等の事故事件については、犯罪の容疑が明らかになつたとき及び前条第2項第1号の規定に基づき通告書を作成したときは、別記様式第9の米国駐留軍関係者による犯罪の通報（以下「犯罪通報」という。）を3部作成の上、その全部を憲兵司令官に送付して受領者の署名を求めた後、その1部を受領者に交付し、1部は当日又は翌日までに検察官に送付し、他の1部は控えとするものとする。ただし、第20条第1号の簡易送致対象事件の場合は、事件送致書類に添付して検察官に送致するものとする。
- 2 交通事故について、合衆国軍隊から犯罪通報がなされた旨検察官から連絡があつたときは、前項に基づく犯罪通報の作成及びその送付は、省略することができる。この場合、連絡を受理した経緯を別記様式第10の犯罪通報処理簿に日付順に整理、記載しておくものとする。

#### （犯罪通報の時期）

- 第15条 合衆国軍隊の軍人等を逮捕した場合にあつては次条の逮捕の通告をした日又は翌日中に、任意捜査の場合にあつては罪証がおおむね明らかになつたときに、犯罪通報を行うものとする。

#### （逮捕の通告等）

第 16 条 合衆国軍隊の軍人等を交通事件の被疑者として逮捕した場合は、直ちに被疑者の所属部隊、階級（身分）及び事件の概要を憲兵司令官に電話で通告するものとする。

2 留置した身柄は、第八方面区内、第九方面区内及び島部警察署にあつては自署の留置施設に留置し、特別区内にあつては本部留置施設に委託留置するものとする。ただし、特別区内にあつても深夜等の時間的事情又はその他の理由により一時自署の留置施設に留置する必要がある場合は、その旨を関係向きに連絡した上、自署の留置施設に留置することができる。

3 被疑者を自署の留置施設に留置する場合は、言語、習慣等の相違を考慮するほか、日常の食事、寝具等についても相当の注意を払わなければならない。

（身柄の引渡し）

第 17 条 合衆国軍隊の軍人を逮捕した場合において、次に該当するときは、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに車両と共に身柄を憲兵司令官に引き渡さなければならない。

(1) 事故の相手方が合衆国軍隊の軍人等であるとき

(2) 被疑者が公務執行中である場合又は公務執行中であるか否か疑問のあるとき

2 前項の場合を除き、合衆国軍隊の軍人等を逮捕した場合は、必要な取調べを行った後、憲兵司令官に身柄を引き渡すものとする。ただし、次に掲げる理由のある場合は、身柄の引渡しは行わないものとする。

(1) 被疑者が艦船の乗務員又は移動中の部隊に所属する等の理由により、身柄を釈放すれば、その者を取り調べるのが困難となるおそれがある場合

(2) 共犯者の未逮捕等の理由により、罪証いん滅のおそれがあると認められる場合

(3) その他当該犯罪が特に重大悪質と認められるもの又は社会的反響が大きい等日本側において身柄を留置して取り調べるのが相当と認められる場合

3 第 2 項に基づき身柄を引き渡すときは、別記様式第 11 の逮捕被疑者引継書を 3 部作成し、引渡者及び受領者が署名押印して、1 部を受領者に交付し、1 部を事件送致（付）書類に添付し、他の 1 部は控えとして保存するものとする。この場合、引渡し条件として、「必要な場合にはいつでも出頭要求に応ずる旨」を備考欄に明記するものとする。

4 送致前に身柄の引渡しを行った事件については、必要な捜査を行い、第 20 条の送致（付）期限の規定に従い関係書類及び証拠物を検察官に送致（付）するものとし、送致後の身柄引渡しについては、当該事件担当検察官の指揮に従い適正に措置するものとする。

（施設又は区域内に逃走した被疑者の取扱い）

第 18 条 事故事件を起こし、合衆国軍隊の施設又は区域内に逃走した被疑者がいるときは、次により処理するものとする。

(1) 被疑者が合衆国軍隊の軍人等で逮捕を必要とする場合は、憲兵司令官の同意を得て行かうか、又は囑託して行かうこと。この場合、身柄の引渡しが受けられないと

きは、警察署等に出頭させて取り調べ、第 20 条（送致（付）手続）に定める手続により送致（付）すること。

- (2) 被疑者が合衆国軍隊の軍人等以外の者で逮捕を必要とする場合は、憲兵司令官の同意を得て行うか、又は囑託してこれを行い、身柄の引渡しを受けて一般手続により事件を検察官に送致すること。

（搜索、差押え、検証）

第 19 条 次に掲げる対象についての搜索、差押え又は検証は、憲兵司令官の同意を得て行うか、又は囑託して行うものとする。

- (1) 合衆国軍隊の使用する施設又は区域
  - (2) 合衆国軍隊の財産
- 2 合衆国軍隊の使用する施設又は区域外における合衆国軍隊の軍人等の財産に対する搜索、差押え又は検証は、できる限り事前に憲兵司令官に通知して行うものとする。

（送致（付）手続）

第 20 条 交通事件を送致（付）する場合は、次の送致（付）区分に従い行うものとする。

- (1) 簡易送致

ア 対象事件

告訴、告発、自首に係る交通事件及び身柄送致事件を除いた次の事件

- (ア) 道路交通法第 117 条の 2 第 1 号（酒酔い運転）違反事件
- (イ) 法定刑が 6 か月以下の懲役又は禁錮に当たる交通事件

イ 送致書式

簡易送致の送致書は、別記様式第 12 の米国駐留軍関係者の犯罪事件簡易送致書によること。

ウ 送致期限

憲兵司令官に「犯罪通報」を送付し、又は合衆国軍隊側から「犯罪通報」を受けた日の翌日までに検察官に到達するよう送致すること。ただし、期限内に送致できないときは、あらかじめ検察官に連絡しなければならない。

- (2) 通常送致

ア 対象事件

前号に定める簡易送致対象事件以外の交通事件

イ 送致（付）書式

司法警察職員捜査書類基本書式例の全部改正について（平成 12 年 11 月 8 日 通達甲（副監．刑．総．指）第 26 号）に規定する書式によること。

ウ 送致（付）期限

憲兵司令官に「犯罪通報」を送付し、又は合衆国軍隊側から「犯罪通報」を受けた日の翌日から 10 日以内に検察官に到達するよう送致（付）すること。ただし、身柄送致の場合を除き、期限内に送致（付）できないときは、あらかじめ検察官に連絡しなければならない。

(特殊任務者の取扱い)

第 21 条 合衆国軍隊の軍人又は軍属で特殊任務に従事している者の交通事故については、氏名、所属部隊等を記録するにとどめ、いかなる場合においても、その者の身柄の拘束及び文書、資料等の開披又は検査等をしてはならない。

- 2 前項の者を取り調べる必要があるときは、憲兵司令官を通じて要請し、その者の任務終了を待つて行うものとする。

(少年の取扱い)

第 22 条 合衆国軍隊の軍人等のうち、少年の交通事故については、第 14 条（犯罪の通報）及び第 15 条（犯罪通報の時期）に定める措置をとるとともに、その事件の法定刑が禁錮以上の刑に当たる場合は、成人の場合に準じて第 20 条（送致（付）手続）に定める手続により送致（付）するものとし、その事件が罰金以下の刑に当たる場合は、家庭裁判所に事件を送致（付）することなく、犯罪通報の写しを通報の翌日までに検察官に送付するものとする。

(施設又は区域内における交通事故)

第 23 条 合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における交通事故については、憲兵司令官から要請があつた場合に、その捜査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、憲兵司令官から被疑者の引渡しを受けるときは、刑事特別法第 12 条（合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領）に定める手続により処理するものとする。

#### 第 4 章 一般外国人の取扱い

(取調事項)

第 24 条 一般外国人による交通事故の取調べに当たっては、第 8 条（取調べ上の注意事項）第 1 項に掲げる事項のほか、次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 在留カード又は特別永住者証明書所持者については、交付年月日、有効期間満了の日及び番号
- (2) 在留カードの交付を受けていない短期滞在者については、旅券等の種類、番号、発行者、発行年月日及び有効期限
- (3) 勤務先、住居等の電話番号及び携帯電話の電話番号

(合衆国軍隊の被雇用者に関する特例)

第 25 条 合衆国軍隊の被雇用者（日本人を含む。）を交通事故で逮捕した場合は、速やかに憲兵司令官に電話で通告するものとする。

(交通事故の送致（付）等)

第 26 条 一般外国人が関連する交通事故について身柄送致をするときは、必ず検察官に

事前連絡するものとする。

- 2 一般外国人を被疑者とする事件の送致（付）書を作成するに当たっては、次によるものとする。
  - (1) 送致（付）書の右上部欄外にと朱書するほか、と表示した付せんを付けること
  - (2) 被疑者が氏名を黙秘している場合又は在留カード、特別永住者証明書若しくは旅券等によつて被疑者の人定事項が確認できない場合は、被疑者の写真を送致（付）書に付けること。

## 第5章 報告等

（報告）

第27条 所属長は、交通事件の取扱いにおいて、警視庁外交特権等享有者取扱規程に定めるところにより領事機関へ通報した場合及び次に掲げる場合は、その概要を交通部長に電話速報するものとする。

- (1) 第16条（逮捕の通告等）の規定に基づき、合衆国軍隊の軍人等を逮捕した場合
- (2) 第25条（合衆国軍隊の被雇用者に関する特例）の規定に基づき、合衆国軍隊の被雇用者の逮捕を通告した場合

（書類又は証拠物の提供等）

第28条 所属長は、保管する書類又は証拠物について、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から刑事事件の審判又は捜査のため必要あるものとして申出があつたときは、その閲覧、謄写の許可、謄本の作成、交付、一時貸与又は引渡しをすることができる。ただし、捜査及び送致（付）の妨げとなるときはこの限りでない。

（行政処分の上申）

第29条 所属長は、一般外国人の違反について、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）の定めるところにより、行政処分の上申をしなければならない。

- 捜査（調査）報告書（別記様式第2）
- 英文併記のメモ用紙（別記様式第3）
- 英文告知説明書（別記様式第4）
- 交通反則事件通知書（別記様式第5）
- 英文通告説明書（別記様式第6）
- 交通反則事件に対する（仮納付）納付済通告書（別記様式第7）
- 交通違反通告書（別記様式第8）
- 米国駐留軍関係者による犯罪の通報（別記様式第9）
- 犯罪通報処理簿（別記様式第10）
- 逮捕被疑者引継書（別記様式第11）

米国駐留軍関係者の犯罪事件簡易送致書 (別記様式第 12)

---